目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条）
附則

第一章　関係政令の整備

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第一条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条第一項中「第八十九条第十二項」を「第八十九条第十三項」に、「第八十九条第八項」を「第八十九条第九項」に、「第八十九条第四項」を「第八十九条第五項」に、「第八十九条第五項」を「第八十九条第六項」に改め、同条第二項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第五項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、「（昭和四十七年法律第百十三号）」を削り、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児・介護休業法」に改め、同条を第四条とする。

第一条の見出し中「船員職業安定法」を「法」に改め、同条中「船員職業安定法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第一号中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削り、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）」を「労働者派遣法」に改め、同条第二号中「（昭和二十二年法律第百号）」を削り、同条第三号中「第八十九条第七項」を「第八十九条第八項」に改め、同条第四号中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」を削り、同条第五号中「（昭和三十四年法律第百三十七号）」を削り、同条第六号中「（昭和五十一年法律第三十三号）」を削り、同条第八号中「同法」を「労働者派遣法」に改め、同条第九号中「（昭和六十三年法律第四十号）」を削り、同条第十号中「（平成三年法律第五十七号）」を削り、同条第十一号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）」及び「同法」を「育児・介護休業法」に改め、同条第十二号中「（平成八年法律第四十五号）」を削り、同条第十三号中「（平成二十八年法律第八十九号）」を削り、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（法第十五条第一項第三号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第一条　船員職業安定法（以下「法」という。）第十五条第一項第三号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条及び第五条（法第八十九条第一項の規定により適用される場合を含む。）の規定

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十二条、第三十六条第一項及び第二項、第四十七条第一項第四号（同法第四十一条第一項第二号の規定に係る部分に限る。）、第五十三条第一項及び第二項、第六十二条第一項（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十七条の二第一項、第六十九条、第七十四条第一項及び第二項、第七十八条、第八十五条第一項及び第二項、第八十六条第一項、第八十七条、第八十八条、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項並びに第八十八条の四第一項の規定（これらの規定が法第八十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第九十二条第一項の規定並びに第四条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三　法第十五条第三項（法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十六条第一項（求人者に係る部分に限る。）及び第二項、法第四十二条第一項において準用する法第十六条第一項（求人者に係る部分に限る。）及び第二項、法第四十四条第一項、第四十五条（船舶所有者に係る部分に限る。）及び第四十六条、法第四十八条第一項において準用する法第十六条第一項（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）及び第二項（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）、第十九条（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）、第五十二条において準用する法第十六条第一項（船員労務供給を受けようとする者に係る部分に限る。）及び第二項並びに法第百四条（船員の募集を行う者（船舶所有者である場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定

四　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定

五　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二第一項（法第九十一条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第二項（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定

六　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項（同法第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定（これらの規定が法第九十一条の規定により適用される場合を含む。）

七　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六条第一項、第十条（育児・介護休業法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十九条第一項（育児・介護休業法第二十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第二項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条第一項及び第二項（育児・介護休業法第五十二条の四第二項及び第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の規定（これらの規定が法第九十一条の二の規定により適用される場合を含む。）

（法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第二条　法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法第百十七条及び第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が法第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）

二　船員法第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）